

体制届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算又は減算の内容・必要書類

⇒次ページの一覧表で確認してください。

2 届出時期

- ・算定開始月の前月15日（閉庁日の場合は翌閉庁日）が締切りです。
- ・届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る）については、届出が15日以前の場合には翌月から、16日以降の場合には翌々月から、算定開始となります。
- ・加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。
（注）介護職員等処遇改善加算の計画書は、前々月末日が締切りとなりますのでご注意ください。

3 提出方法

原則として「電子申請・届出システム」による提出をお願いします。「電子申請・届出システム」での提出が困難な場合はご相談ください。

※申請書類に不備等があった場合等に、申請の際「電子申請・届出システム」に登録したメールアドレス宛にお知らせが届くので、申請（届出）情報が「受付済」になるまでは定期的にメールのチェックをお願いします。

電子申請・届出システム（厚生労働省）（外部サイト）

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請・届出システムを利用するには、GビズIDが必要です。IDを持っていない法人は、アカウントの申請手続きをお願いします。

GビズIDを作成する（デジタル庁）（外部サイト）

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

電子申請・届出システムの操作方法につきましては、下記のリンクから操作マニュアルを参照してください。

電子申請・届出システム（ヘルプ）（外部サイト）

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action_shinsei_stat_ic_help=true

4 提出先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市事業者指導課 訪問居宅事業者係

電話：（086）212-1012

○介護給付費算定に係る体制等に関する届出（居宅介護支援・介護予防支援）

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていない場合は、サービスを提供しても報酬が支払われませんので、ご注意ください。

届出が必要な加算等	提出書類
ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１） ③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 ※事務職員の配置のあるもの
特別地域加算 ※対象地域に事業所が所在していること。	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）（別紙１－２） 【岡山市における対象地域】 離島振興対策地域 … 犬島 振興山村 … 旧宇甘東村（下田・高津・宇甘・中泉） 旧宇甘西村（勝尾・紙工・虎倉） 旧竹枝村（大田・吉田・土師方・小倉） 旧上建部村（建部上・宮地・富沢・田地子・品田）
中山間地域等における小規模事業所加算	※令和８年４月１日現在、岡山市に該当地域はありません。
特定事業所加算 （Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１） ③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙３６） ④特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算に係る確認表（市様式３６付表） →確認表（市様式３６付表）に添付の指示がある書類は添付する。
特定事業所加算 （Ａ）	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１） ③特定事業所加算（Ａ）に係る届出書（別紙３６－２） ④特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算に係る確認表（市様式３６付表） →確認表（市様式３６付表）に添付の指示がある書類は添付する。
特定事業所医療介護連携加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１） ③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙３６） ④特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算に係る確認表（市様式３６付表）

ターミナルケアマネジメント加算	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１） ③特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙３６）
介護職員等処遇改善加算 （令和８年６月～）	【居宅介護支援・介護予防支援】 ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）（別紙１－２） ③ 介護職員等処遇改善加算計画書 ※③の計画書は加算算定開始月の前々月末日が締切り。
施設等の区分 ※介護予防支援の場合	①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－２）
加算の取り下げ	【居宅介護支援・介護予防支援】 ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙３－２） ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙１－１）（別紙１－２） ③ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 【加算等の要件を満たしていた最終月のもの】 ※従業者の要件がある加算等の取り下げの場合のみ添付。

- ※ 加算の取り下げとは、事業所として加算の要件を満たさなくなった場合を指します。
- ※ 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表は、（厚労省標準様式・市参考様式）のどちらかをお使いいただけます。
- ※ 加算の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※ その他、確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。